

平成25年(行ウ)第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 国

平成25年(ワ)第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 中国電力株式会社

準備書面(6)

—被告中国電力の技術的能力について—

2015年3月13日

松江地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 妻 波 俊 一 郎

同 安 田 壽 朗

同 岡 崎 由 美 子

同 水 野 彰 子

ほか

第1 はじめに

- 1 被告国は、第3準備書面「第4 原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)の適合性判断が合理的であること」において、被告中国電力が、「設計及び工事の安全性、信頼性を確保するための品質保証活動に関して、社長をトップマネジメントとし、原子力の安全確保を最優先として品質方針を定め周知するとともに、計画の策定、実施、監査を含む評価及び改善により恒常的に実施するとしていること、また、社内基

準に基づき、組織、権限を明確にし、これら活動の文書管理を行うとしていること」(乙C第13号証別紙1・2, 3ページ)等から、被告中国電力には、本件原子炉を設置するために必要な技術的能力及び本件原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術能力を有するものと判断したものである(乙C第13号証別紙1)」と、主張している。

- 2 しかしながら、被告中国電力は、島根原子力発電所1, 2号機の保守・管理において、長年にわたり、多数機器の点検洩れを継続・放置し、また、水力発電用のダム安全性にかかわるデータ改ざんを隠蔽するなど、設備の安全性、信頼性を確保するための品質保証活動に関して、不適切な行為を繰り返してきたものであり、被告中国電力が、「本件原子炉を設置するために必要な技術的能力及び本件原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術能力を有する」などとは、およそ認められないものである。

以下、詳述する。

第2 原子炉設置・運転者の技術的能力について

1 改正前の原子炉等規制法24条1項3号

改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「原子炉等規制法」という。)24条1項3号は、「原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」を原子炉設置許可の基準として定め、同法26条4項は、設置変更の許可について、これを準用している。

2 技術的能力を許可基準として定めた意義

伊方原発最高裁判決は、原発の設置・運転が、原子炉等規制法によって規制されていることについて「規制法24条1項3号は、原子炉を設置しようとする者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき」「又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている」とし、同法の規制は、原発災害が「万が一にも起こらないようにするため原子炉設置許可の段階で原子炉を設置しようとする者の右技術的能力」につき「十分な審査を行わせるものと解される」と判示している。即ち、

「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が

原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、・・・深刻な災害を引き起こすおそれがある」からであるとしている。

このように、事業者の技術的能力は、原子炉施設における災害の防止、安全性の確保に直結するものである。

3 改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号、3号

(1) 福島第一原発事故を踏まえ、2012（平成24）年6月に改正された改正原子炉等規制法は、原子炉設置の許可の基準を同法43条の3の6第1項で定め、同法43条の3の8において、これらの基準を原子炉設置変更許可の基準としても準用している。

(2) 同法43条の3の6第1項第2号は、改正前原子炉等規制法24条1項3号の前段を引き継ぎ、「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること」を定めている。

改正原子炉等規制法は、新たに重大事故対策を規制対象とし、同法43条の3の5第2項10号を新設し、設置許可の申請事項に「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」を挙げるとともに、同法43条の3の6第1項3号を新設し、発電用原子炉の設置許可基準の一つである「発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に「重大事故・・・の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」が含まれる旨規定し、発電用原子炉の設置許可に当たっては、重大事故に対応するための訓練や重大事故発生時の被ばく管理などの対応措置（いわゆるシビアアクシデントマネジメント）能力についても原子力規制委員会で審査することになった。

(3) このように、事業者には、さらに厳格な技術的能力の具備が法律上も要請されるところとなったのである。

4 被告中国電力が原子炉等規制法に定める技術的能力を具備していないこと

しかるに、被告中国電力は、本件許可前から、原子炉施設の大量点検

漏れや、水力発電所用ダムの安全性に関わるデータ改ざんの隠蔽を組織ぐるみで連綿と継続しており、原子炉等規制法に定める技術的能力を具備しているとは到底言えない。

第3 島根原子力発電1，2号機の定期点検漏れ事件について

1 大量の点検漏れ公表とその後の調査報告の経緯

- (1) 2010年（平成22）年3月30日、被告中国電力は、経済産業省原子力安全・保安院（当時）（以下、「保安院」という。）に対し、島根原発1号機、2号機の定期検査および自主点検において、123件（1号機74箇所、2号機49箇所）の機器の点検・交換漏れがあったことを報告した（甲F第2号証「島根原子力発電所1，2号機点検計画表と点検実績との不整合について」）。また、被告中国電力は、上記事実と、そのため、1号機の原子炉を31日に手動停止することを公表した（甲F第3号証「島根原子力発電所1号機の自主的な点検に伴う原子炉手動停止について」）。

点検漏れによる原子炉の停止は、前代未聞のことであり、わが国では初めてとのことであった。

同月30日、島根県知事は、被告中国電力に対し、上記の件が「安全管理体制について、県民に疑念や不安を抱かせるものであり、誠に遺憾である」旨表明し、安全体制の確立や再発防止対策の取り組み状況の報告・情報公開を求める要請を行った（甲F第4号証「島根原子力発電所における保守管理の不備について」）。

- (2) 事態を重く見た経済産業大臣は、被告中国電力に対し、同月30日付で「島根原子力発電所1号機及び2号機の保守管理の不備並びに定期点検事業者検査の一部未実施に係る報告徴収について」（平成22・03・30）を発出し、原子炉等規制法67条1項及び電気事業法106条1項の規定に基づき、同年4月30日までに、①これまでの保守管理及び定期事業者検査の実施に係わる経緯・事実関係を調査し、その原因を究明し、それらを踏まえた再発防止対策の検討を行い、報告すること、②島根原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の保守管理ならびに第1号機及び第2号機の定期事業者検査の実施状況について総点検を行い、報告することを指示した（甲F第5号証の1「中国電力株式会社島根原子力

発電所1号機及び2号機の保守管理の不備等に係る報告徴収等の指示について」、甲F第5号証の2「島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施に係る報告徴収について」)。

(3) 同年4月16日には、島根県と松江市が合同で、両自治体と被告中国電力との間の安全協定に基づき、大量点検漏れ問題に関し、島根原子力発電所の立入調査を行った(甲F第6号証「島根原子力発電所における保守管理の不備に関する立入調査の実施について」)。

(4) 被告中国電力は、同年3月30日付の前記経済産業大臣の指示に基づく調査・総点検を行い、同年4月30日付で、保安院に対し、「島根原子力発電所の保守管理並びに定期事業者検査に係わる調査報告(中間)」を提出した(甲F第7号証の1「島根原子力発電所の点検不備に係る調査報告書(中間)の提出について」、甲F第7号証の2「添付資料 島根原子力発電所の点検不備に係る調査報告書(中間)の概要」、甲F第8号証「島根原子力発電所の点検不備に係る調査報告書(中間)の概要」)。

同報告によれば、点検漏れの数は506件に増加し、1号機で347箇所、2号機で159箇所となった。そのほか点検計画表における点検実績が工事報告書から確認できなかったもの等が、1号機、2号機合わせて1159件に及び大量に存在していることが判明した(甲F第7号証の1、甲F第8号証)。

(5) その後、被告中国電力は、同年6月3日に、最終報告を提出した(甲F第9号証の1「島根原子力発電所の点検不備に係る調査報告書(最終)の提出について」、甲F第9号証の2「島根原子力発電所の点検不備に係る調査報告書(最終)の概要」)。

最終報告によれば、点検時期を超過していたものが全部で511件確認されたということであった。その中には、定期事業者検査が行われなければならない重要な機器に関するものが153件、その内、検査すら行われていなかったものが3機器存在していた。

また、点検時期を超過した機器の中には、安全に関わるクラス1の重要なものや、分解点検・取替が行われていないものや至近の点検時期が特定できないものも多数含まれていた。

(6) 被告中国電力は、同月10日、山下隆社長(当時)以下、取締役15

人全員の報酬を減額する処分を公表した（甲F第10号証「役員報酬の減額について」）。

2 発覚の発端となった「高圧注水系蒸気外側 隔離弁の駆動用電動機」の取替放置問題の経緯について

(1) 大量の点検漏れ発覚の発端となったのは、「高圧注水系蒸気外側隔離弁の駆動用電動機」の取替放置である。すなわち、1号機の「高圧注水系蒸気外側隔離弁の駆動用電動機」が実際には点検されておらず、当該電動機を被告中国電力自らが定めて点検期間を超過していたにもかかわらず、使用していたのである（以下、甲F第2号証参照）。

ア 「高圧注水系蒸気外側 隔離弁の駆動用電動機」は、ECCS（緊急炉心冷却システム）を構成する重要な機器であり、本来、2006年（平成18年）9月から2007（平成19）年4月の1号機の定期検査時に取り替えられなければならなかった。

イ 当時、島根原子力発電所の工事施行管理業務を被告中国電力から受託していた（株）エネルギー・ニューテック〔被告中国電力によって2003（平成15）年7月に設立され、2007（平成19）年には解散した〕は、2006（平成18）年4月に、当該電動機に関する「購入仕様書（案）」を作成するに当たって、原子炉が稼動中であるためにシリアル番号を確認しなかった。

そして、同社は、「電動弁点検周期表」に記載された仕様書を正しいものと判断した。

被告中国電力は、同「購入仕様書（案）」に従って、電動機をメーカーに発注した。

しかし、実際に納入された電動機は1号機のものとはサイズが違っており、取り替えることができなかった。

ウ 定期点検工事を請け負っていた中電プラント株式会社（被告中国電力のグループ企業）は、取り替えを行わなかったことを記載せずに、「点検工事報告書」を被告中国電力の電気保修課に提出した。

エ 被告中国電力は、工事仕様書と工事実績をチェックしないまま、上記「点検工事報告書」に基づき、当該電動機を取り替えたものと判断した。

(2) 本来、被告中国電力が定めた「島根原子力発電所原子炉施設保安規定」

によれば、要求事項を満たしていない状態（「不適合」）が発生した場合には、「不適合管理」を行い、どのような対処を行うのか検討し、決定しなければならなかった。

「不適合」とは、設備・機器の不具合だけでなく、業務手順書からの逸脱（定められた手順で本来行うべき行為が行われなかった場合）など、広く、要求事項を満たしていない状態のことを言う。

「不適合管理」とは、上記のような「不適合」が放置されるのを防ぐため、正常な状態と区別（識別）して管理することをいう。例えば、不具合のある機器の使用を中止したり、操作による不具合を収束したりする等の処置をいう。

しかしながら、被告中国電力は、この「不適合管理」を行うことなく、電動機にかかる「不適合」を、そのまま3年余りに亘って放置したものである。

- (3) 2009（平成21）年3月、メーカー側から、被告中国電力に対し、第28回定期検査（平成21年5月～10月）において、上記電動機の取り替えができる状況である旨の連絡があった。

この連絡によって、被告中国電力の電気保修課は、既に取り替えられていたはずの電動機が、実際には取り替えられていないことに気づいた。

被告中国電力は、この時も、電動機を除く電動弁の分解点検を実施し、機能確認をしており、直ちに不適合管理を行う必要はないと判断した。

被告中国電力は、さらなる安全軽視の判断を行ったのである。

- (4) 第28回定期検査が行われていた2009（平成21）年6月、メーカー側は製作した電動機を納入したが、今度はブレーキが付いていなかったために再び取り替えることができなかった。

被告中国電力は、再び不適合管理を行うことなく、機能確認で済ませた。

- (5) 被告中国電力は、定期検査も終了した2009（平成21）年12月になって、担当者からの不適合管理の相談を受け、2010（平成22）年1月22日になって、ようやく社内の「不適合管理検討会」に報告し、次回の定期点検時まで使い続けることを決定した。

3 被告中国電力の安全性無視の姿勢

上記のように、被告中国電力は「高圧注水系蒸気外側隔離弁の駆動用電

動機」取り替えについて、繰り返し安全を軽視し、自ら定めた不適合管理
さえまともに行ってこなかった。

- (1) 高圧注水系は、万一の事故のときに、冷却水を注いで炉心を冷やすも
のである。当該電動機は、万が一蒸気管が破断した場合に自動隔離信号
により隔離弁を閉じるための機能を持っている。

同様の弁は（格納容器の）内側にもあり、被告中国電力は、「内側隔
離弁が自動的に全閉するため蒸気管の隔離機能は有している」と主張し
ているが、何らかの原因で内側隔離弁も機能しなければ蒸気は噴出する。

このような安全上重要な機器を、取替え時期を大幅に超えて使い続け
るという決定を、被告中国電力が行ったこと自体、原発の安全性を左右
しかねない極めて重大な問題である。

安全を第一に考えるならば、本来、当初要求されていた取り替え時期
である2006（平成18）年の段階で、メーカーに正しい仕様のもの
を発注し、定期検査期間を延長して取り替えられるべきものであった。

- (2) また、被告中国電力は、2010（平成22）年1月22日には、国
の島根原子力保安検査官に上記の事実を報告したものの、島根県及び松
江市には何らの報告もせず、同年3月16日になってようやく報告する
という徹底した安全性軽視の姿勢を貫いた。

- (3) ア 被告は、今回の点検・交換漏れについて、意図的なものではない、
安全性にも問題はないと説明している。

イ しかし、例えば、大量の点検漏れの中には、島根原発2号機の①
原子炉格納容器真空破壊弁や②主蒸気逃がし安全弁シリンダが含ま
れている。

① 原子炉格納容器真空破壊弁

原子炉の冷却材喪失事故が起こった場合には、放射性物質が高温
の蒸気とともに放出され、これによってドライウエル内圧が上昇す
る。この高温の蒸気をサプレッションチェンバ（圧力抑制室）のプ
ール水に放出することで、蒸気凝縮効果によって、格納容器内の圧
力上昇が抑制される。ドライウエル内では、格納容器スプレーが作
動し、蒸気凝縮により減圧されるのである。

その際、内圧の上ったサプレッションチェンバとの間に差圧が生
じる。原子炉格納容器真空破壊弁は、その両機器の均圧を保つため

に自動的に開くものである。

② 主蒸気逃がし安全弁シリンダ

主蒸気逃がし安全弁は、圧力容器の圧力が高くなると、弁のスプリング力に流体作動力を強制的に作用させて開弁させる逃がし弁機能と、この逃がし弁機能が不作動の場合、蒸気圧力が弁のスプリング力に打ち勝って開弁させる安全弁機能とを有する。

ウ これらは、いずれも複数設置されている。また、被告中国電力は、動作確認などを行っており安全機能に影響はないとしている。

しかしながら、今回の点検漏れがさらに長期に亘って放置されれば、破損し、その機能が失われ、格納容器内の健全性が損なわれる危険性がある。複数設置されているからといって、決して確実な安全を保障しているわけではない。

エ 2004（平成16）年の関西電力美浜原子力発電所3号機の配管破断に伴う水蒸気噴出による死傷事故は、事故のあった箇所が、運転開始後、一度も点検されてこなかったことが重大な事故に結びついていったものであり、今回の島根原発での点検・交換漏れの隠蔽は、極めて重大な問題である。

4 大量点検漏れに対する経済産業省、原子力安全・保安院の対応

(1) 保安院は、被控訴人が、保安規定に基づく保守管理や電気事業法に基づく定期点検が適正に行なわれていなかったことを重大視し、被告に対して、2010（平成22）年4月30日までに、原因と再発防止策、安全管理体制と未点検の機器がほかにないかどうか等について、報告を実施するよう指示したことは上述のとおりである。

(2) その後、同月19日及び20日、同年5月12日～14日、同年6月7日及び8日の計3回、保安院による立ち入り検査が行われた（甲F第11号証の1「中国電力株式会社島根原子力発電所の保守管理の不備等に対する措置について」、甲F第12号証「中国電力株式会社島根原子力発電所の保守管理の不備等に対する措置について」）。

(3) 同年6月3日、被告中国電力は、保安院に対し、点検漏れ問題に関する最終報告を提出した（甲F第9号証の1及び2）。

(4) 同月11日、経済産業省は、被告中国電力に対し、大臣名文書により、嚴重注意処分とし、再発防止策について指示した（甲F第11号証の1、

甲F第11号証の3「島根原子力発電所の保守管理の不備等について(厳重注意及び指示)」, 甲F第12号証)。

さらに, 経済産業省(保安院)は, 被告中国電力に対し, 特別原子力施設監督官による特別な保安検査を行うこととした(甲F第11号証の1, 甲F第12号証)。これにより, 島根原子力発電所には, 特別原子力施設監督官が派遣され, 被告中国電力が保守管理体制や品質保証システムの改善等の再発防止対策を確実に実施し, それが定着することを確認するために, 当面の間, 島根原子力発電所は特別な管理下に置かれることとなった。

(5) また, 同月15日, 経済産業大臣は, 原子炉等規制法に基づき, 被告中国電力に対し, 保安規定の変更命令を発出した(甲第12号証)。

これにより, 少なくとも保安規定の変更認可が行われるまでの間の原子炉の起動は認められず, 事実上の運転停止が命じられたものである。

(6) 全ての原子力発電所における平成21年度の電気事業者の保守活動の状況を評価した保守活動総合評価の施行結果をまとめていた保安院は, 被控訴人の島根原子力発電所1号機, 2号機について, 2009(平成21)年7月9日付けで「許容できない課題が見出された」として, 全国の原子力発電所の中でも最低の「評価1」とした。

(7) 被告中国電力は, 保安規定の変更認可後, 島根原発2号機について, 定期検査を終了し, 2010(平成22)年12月22日から運転を開始した。2号機は, 2012(平成24)年1月27日から再び定期検査のため停止された。現在, 2号機については, 原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査中であり, 運転が再開されていない。

1号機については, 2010(平成22)年3月31日, 点検漏れ問題を受けて手動停止されて以来, 一度も運転を再開されることなく, 今日に至っている。1号機は, このまま, 2015(平成27)年3月中には, 廃炉の決定を迎えると報道されている。

5 被告中国電力が分析した問題点について

(1) 被告中国電力は, 2010(平成22)年6月3日付の最終報告において, この大量点検漏れ事案が発生した問題点として以下の点を挙げている(甲F第9号証の2)。

① 規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組み

が十分でなく適切な対応ができなかった。

- ② 不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していた。
 - ③ 組織・風土に関して、「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。
- (2) しかし、上記の事項は、いずれも、電気事業者の資質として最低限備えていなければならない事項である。

原発でいったん事故が起きれば、人類はもとより、自然環境に多大な悪影響を与える事態に陥ることは明らかなことであり、安全対策として被告中国電力が備えていなければならないこのような最低限必要な仕組みができていなかったことに戦慄を覚える。

6 被告中国電力が掲げた再発防止策について

- (1) また、被告中国電力は、再発防止策として、以下の点をあげている（甲第9号証の2）。

- ① 原子力品質マネジメントシステムの充実
- ② 原子力安全文化醸成活動の推進

- (2) しかし、被告中国電力の指摘した再発防止策は、いずれも表面的なものである。

特に、「安全文化の醸成」なる言葉は、1994（平成6）年の「原子力安全白書」（原子力安全委員会）で取り上げられた造語で、曖昧模糊としたものである。

それよりも、徹底した情報公開を行い、透明性と公平性を高める仕組みづくりが必要である。

福島第一原発事故に関する政府事故調査委員会が指摘した「組織事故」の防止策としては無意味である。

- (3) このような杜撰な点検漏れが行われていたことは、原発の安全運転及び安全性に対する、国民の信頼を根本から覆したものであると認識すべきである。

前述のように、改正原子炉等規制法において、発電用原子炉の設置許可基準の一つである「発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に「重大事故・・・の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」が含まれる旨規定し、発電用原子炉の設置許可に当たっては、重大事故に対応するための訓練や重大事故発

生時の被ばく管理などの対応措置（いわゆるシビアアクシデントマネジメント）能力についても原子力規制委員会に審査することになっている。定期検査が満足に行われていないことは、その前提条件が崩れているのである。

以上述べたとおり、被告中国電力に原子力発電所を運転する資格がないのは明らかである。

第4 連綿と続けられてきた被告中国電力による不正行為と不適切な管理

1 自主点検作業の適切性確保に関する総点検の不徹底（2002年）

(1) 2002（平成14）年8月、東京電力が福島第一原発、福島第二原発、柏崎刈羽原発において、1980年代後半から1990年代にかけて、ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル Inc.（GEII社）に発注して実施した自主点検作業につき、シュラウドなど重要な機器にひび割れやその徴候等の発見、修理作業等について不正な記録が行われた疑いがあることが発覚した（いわゆる「東電原発トラブル隠し事件」）（甲F第13号証「原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正等に関する調査について」）。

(2) 同月30日、保安院は、原子力事業者に対し、原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保について総点検するよう指示した。

(3) 2003（平成15）年3月18日、被告中国電力は、保安院に対し、「島根原子力発電所 自主点検作業の適切性確保に関する総点検報告書（最終報告）」を提出した（甲F第14号証「島根原子力発電所 自主点検作業の適切性確保に関する総点検報告書（最終報告）の提出について」）。

ア 同報告書において、被告中国電力は、「当社保有の点検記録、工事報告書及び協力会社保有の工事報告書、工事記録間の矛盾、重要な情報の削除等がないか。」について調査し、「記録類に問題は認められなかった。」とした。但し、一部の記録類に誤記、記載漏れ等があるとし、誤記、記載漏れ等に対する再発防止策を点体するとした。

イ また、同報告書において、被告中国電力は、自主点検作業の社内実施体制について、「自主点検作業に必要な事項が社内規定類に盛り込まれ、規定類に従って作業も適切に実施されていた。」とした。

但し、以下の点については改善が望ましいとした。

- a) 異常及び異常兆候について、不適合管理の適用基準や報告基準に関する規定内容の一部に不明確な点がある。
 - b) 発電所は自らが行う内部監査や考査部の監査等が実施されているが、電源事業本部（原子力、原子力建設）は考査部監査のみであり、自らが行う内部監査が実施されていない。
 - c) 規定内容や用語の定義について、一部規定間で相違がある。
- ウ さらに、被告中国電力は、不正防止策について、「当社においては、基本的な仕組み・体制は整備されている。」とした。

但し、「全社的なリスク管理体制の視点も踏まえ、以下の項目は当社の取り組みに反映させる必要がある」とした。

- a) 原子力についてより積極的に情報を発進し、当社の取り組みを理解していただく仕組みの検討。
 - b) 品質システム維持のための点検・評価する仕組みを今後も維持。
 - c) 原子力部門に関する監査に、社外有識者が関わる仕組みを採り入れる。
 - d) 原子力部門と他部門との人事交流の推進
- (4) しかしながら、前記のとおり、実際には、既にもしくはこれらと同時平行で、大量の点検漏れ・点検記録の不備が発生しており、かつ、これらの点検漏れが、上記の総点検によっても発見されないまま、従って、何らの対応策もとられず、2010（平成22）年の発覚まで放置されたのである。

2 法改正への対応懈怠（2003年）

- (1) 原子力安全・保安院は、2002（平成14）年12月に原子力発電所の検査・自主点検の不正防止のために、法改正を行い（2003年10月1日施行）、①事業者の安全確保活動における品質保証体制・保守管理活動の確立、②定期事業者検査制度の導入、③設備の健全性評価の導入、④独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「JNES」という。）の設置と機構による審査、⑤原子力安全委員会の機能強化等を図った（甲F第8号証⑧）。
- (2) しかるに、被控訴人は、これらの安全管理にかかわる法改正によって規定された義務を怠ってきたものである。

3 定期安全管理審査における指摘（2004年～2006年）

- (1) 前記のとおり、2003年（平成15年）10月、定期事業者検査制度が施行・導入され、原子力施設を有する事業者は、定期事業者検査に関して、その体制、検査の方法等についてJNESの定期安全管理審査を受けることが義務付けられた。
- (2) これに伴い、島根原発2号機について、2004（平成16）年9月～2005（平成17）年3月に実施された定期事業者検査に係わる定期安全管理審査が行われ、「点検周期リスト」の管理について承認行為、保管及び記載内容が体系的でない、管理の仕組みが構築されていない旨、指摘がなされた（甲F第15号証「第1回定期安全管理審査結果」）。
- (3) また、島根原発1号機については2006（平成18）年9月～2007（平成19）年4月にかけて実施された定期事業者検査に係わる定期安全管理審査が行われ、「点検計画」と「点検計画表」の点検周期や点検内容に異なる記載がある旨、指摘がなされた（甲F第16号証「第2回定期安全管理審査結果」）。
- (4) 上記のうち、少なくとも、島根原発1号機について指摘された事項は今回の点検漏れと同様の内容であり、被告中国電力は、指摘された当時において、過去にも同様のミスが発生していないか調査を行おうと思えばできたはずである。

それにも係わらず、被告中国電力は、過去に遡って調査を行わなかった。

4 俣野川発電所土用ダムデータ改ざん（2006年）

(1) 俣野川発電所土用ダムデータ改ざん問題の経緯

ア 2006（平成18）年10月31日、被告中国電力の俣野川水力発電所の上ダムである土用ダムにおいて、ダムの安全性に関わる、えん堤の変形データ（沈下量とたわみ量）が改ざんされ、長年にわたり、この改ざんされ値が国へ報告されていたことが判明した（甲F第17号証「当社俣野川発電所土用ダムに関するデータの報告について」）。

同年11月10日、被告中国電力は、調査結果を国土交通省中国地方整備局及び経済産業省原子力安全・保安院に提出した（甲F第18号証「当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題に関する調査報告について」）。

イ 土用ダムは、原子力発電には欠かす事のできない揚水発電用のダム

証「当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題の追加・再報告について」）。

イ 追加報告においては、データ改ざん問題の責任の所在について、次のとおり、言及されている。

(a乃至c略)

d. 「平成11年2月に、『基本姿勢』を作成して関係者に対して虚偽と隠ぺいを指示した責任」については、土木部長、土木部マネージャー、山下鳥取支店長、喜多常務、鳥取支店土木・建築担当マネージャーにある。

e. 平成4年から平成9年に届け出たデータが改ざんされたものであることを知りながらその後も（今日まで）解決に向けて取り組みを行わなかった責任」については、相当期間に応じて高須社長、井上副社長、白倉常務、喜多常務、高東取締役工務部長、土木部長、土木部マネージャー、山下鳥取支店長、鳥取支店土木・建築担当マネージャーにある。

f. 「関係役員のコンプライアンス行動の監督・管理を含め、会社業務全般の適正な運営を総理する責任」については、高須社長にある。

ウ 上記最終報告書でその責任について「高須（司登）社長」は、1995（平成17）年～2011（平成23）年の間、被告中国電力の社長を務め、本件原子炉の設置変更許可が申請された2000（平成12）年10月当時の社長であった（乙C第1号証3枚目）。

また、「白倉（茂生）常務」は、2001（平成13）年～2006（平成18）年の間、被告中国電力の社長を務め、本件原子炉の設置変更許可処分がなされた2005（平成17）年4月当時の社長であった。

さらに、「基本姿勢」を作成した「山下（隆）鳥取支店長」は、2006（平成18）年～2011（平成23）年の間、被告中国電力の社長を務め、上述した大量点検漏れ事件が発覚した2010（平成22）年3月当時の社長であった。現在は、被告中国電力の取締役会長である。

そして、上記社長らの任期中に大量の点検漏れが進行していたのである。

(原子力発電によって発電した電力のうち、夜間に余った電力で水をダムに揚げて電力需要が多くなる時期に発電する水力発電所のためのダム)であり、測定値を改ざんする事は安全性にも係わる問題であった。

ウ 被告中国電力の調査によれば、改ざんは、1991(平成3)年(推定)から1997(平成9)年度まで行われてきた。

エ 被告中国電力の調査によれば、1998(平成10)年5月、被告中国電力が測定を委託していた中電技術コンサルタント(以下、「CEC」という。)から、被告中国電力の倉吉電力所米子電力センター(以下、「電力センター」という。)に対し、データの改ざんがあった旨の報告があり、同年6月には、CECから、被告中国電力鳥取支店の土木・建築担当へも報告がなされた。

鳥取支店土木・建築部は、本店土木部に相談し、CECと共にダムの安定性について評価を行うにとどめた。

オ データ改ざんの事実は、1998(平成10)年12月末に、山下隆鳥取支店長に報告され、1999(平成11)年1月には、白倉茂生常務ほか本店経営層へ順次報告がなされ、さらには、白倉常務らから高須司登社長へと報告された。

カ しかし、同年2月、鳥取支店及び本社土木部は、「平成9年までの既提出データは、正規のものとして取り扱う。このことについては、公表しない」との内容を含む「土用ダム既官庁報告史料対応の基本姿勢」(以下、「基本姿勢」という。)を作成し、被告中国電力は、2006(平成18)年10月の発覚まで、「基本姿勢」に則り、土用ダムのデータ改ざんを隠蔽し続けた。

(2) 責任の所在に関する被告中国電力の追加報告

ア 前記のとおり、2006(平成18)年11月10日、被告中国電力は、社内調査の結果を国土交通省中国地方整備局及び保安院に提出したが、同月14日に国土交通省中国地方整備局から、同月15日には、保安院から、それぞれ追加報告徴収の指示が出された。

これを受けて、被告中国電力は、弁護士、学識経験者等社外の第三者の協力を受けて、さらに調査を行い、その結果を、同月24日に、国土交通省中国地方整備局及び保安院に追加報告した(甲F第19号

これが、被告国により、「設計及び工事の安全性、信頼性を確保するための品質保証活動に関して、社長をトップマネジメントとし、原子力の安全確保を最優先として品質方針を定め周知するとともに、計画の策定、実施、監査を含む評価及び改善により恒常的に実施するとしている（乙C第13号証別紙1・2, 3ページ）」とされた、マネジメント体制の実態であった。

(3) 発電設備に係る点検報告

ア 保安院は、2006（平成18）年11月30日、被告中国電力に対し、全ての発電設備において、データの改ざん、法令上の手続き不備その他の問題がないかについて、点検・報告するよう、指示した（甲F第22号証「発電設備に係る点検報告について」）。

イ これを受けて、被告中国電力は、すべての発電所について総点検を行い、2007（平成19）年3月30日付でその結果を保安院に報告した（甲F第22号証）。

同報告によれば、原子力発電所において、29件の事実誤認や記録の誤記など不適切な事案があったとのことであった。

ウ 上記報告において、被告中国電力は、これら不適切な事案が行われた原因について、次のように分析している。

① 事実認識及び法令への適合性評価の甘さ、説明責任の回避、工程確保優先等の意識面の課題

② 法令・マニュアル等の知識不足、業務のやり方・進め方について情報共有不足等知識面の課題

③ ルールの不明確さ、気軽に相談・報告できないことによる職場のコミュニケーション不足、内部チェック不足等の品質保証の課題

そして、被告中国電力は、「平成14、15年に実施した対策の維持を基本とし、現在取り組んでいる原子力品質マネジメントシステム（QMS）の高度化の中に、良好なコミュニケーションがとれる体制整備、内部チェック体制の充実、不適合管理システムの改善等を組み込み、不適切な事案の発生防止の仕組みおよび発生した際の措置方法等を構築し、継続的な改善を図って参ります。」としている（甲F第22号証）。（甲F第23号証の2「当社発電設備に対するデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する全社的な再発防止対

策について)。

エ 被告中国電力が、2010（平成22）年に発覚した大量点検漏れについて抽出した原因は、次のとおりであった（甲F第9号証の2）。

- ① 規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。
- ② 不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していた。
- ③ 組織・風土に関して、「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

これらは、いずれも、被告中国電力が、2007（平成19）年当時に挙げた原因と同様のものである。

オ また、被控訴人自ら土用ダムデータ改ざん問題が発覚し、原子力部門を含めた社内調査をしていたその時期に、今回の点検漏れが明るみになったきっかけとなった電動機取り替えミスが発生しており、不適合管理が行われなかった事実は明らかである。

被告中国電力は、杜撰な安全管理には、一切目を向けることはなかったのである。

被告中国電力は、土用ダムデータ改ざん問題を受けて再発防止策を公表してきたが、実態は何も変わらず、安全軽視の姿勢は連綿と続いているのである。

被告中国電力は、大量点検漏れ問題においても、再発防止策を公表しているが、到底、信頼することはできない。

5 島根原子力発電所3号機制御棒駆動機構（CRD）の不具合について

2010（平成22）年11月、本件原子炉の制御棒の駆動機構（CRD）に不具合が生じた（甲F第24号証「制御棒駆動機構（CRD）動作不良の調査状況（概要）」）。

この不具合は、最終的に制御棒205本のうち、約1割の18本で生じていたものである。

制御棒は原発事故時に重要な役割を果たすもので、これが正常に機能しない場合には重大な事故につながるものである。被告中国電力は、動作不良の原因は、異物の混入としている。被告中国電力は、異物は、原子力圧力容器内の水と一緒にCRD内に浸入したものや駆動用ねじ軸材から剥離したものと考えるとして、「異物が駆動用ねじに噛みこみ、駆動用ねじの抵

抗力（回転抵抗）が増大し、電動機の駆動力を超えたことであると推定した」と公表したが、これは、あくまでも推定であり、完全に原因究明がなされたとは言い難い。

このように、品質管理が正しく行われていないことを、被告中国電力自らが明らかにしているのである。

第5 被告中国電力が、「本件原子炉を設置するために必要な技術的能力及び本件原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術能力を有する」（原子炉等規制法24条1項3号）とは、認められないこと

1 被告国の主張

前記のとおり、被告国は、第3準備書面「第4 原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）の適合性判断が合理的であること」において、被告中国電力が、「設計及び工事の安全性、信頼性を確保するための品質保証活動に関して、社長をトップマネジメントとし、原子力の安全確保を最優先として品質方針を定め周知するとともに、計画の策定、実施、監査を含む評価及び改善により恒常的に実施するとしていること、また、社内基準に基づき、組織、権限を明確にし、これら活動の文書管理を行うとしていること」（乙C第13号証別紙1・2、3ページ）等から、被告中国電力には、本件原子炉を設置するために必要な技術的能力及び本件原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術能力を有するものと判断したものである（乙C第13号証別紙1）」と、主張している。

2 被告中国電力には、本件原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力が欠けていること—本件許可処分の違法性

(1) 上記の点検漏れ不正事件、「土用ダムデータ改ざん事件」「島根原子力発電所3号機制御棒駆動機構（CRD）の不具合」等は、被告中国電力が原発を安全に管理・運転するという技術的能力に欠けていることを明らかにした。

特に、大量の点検漏れ事件は、原発の定期検査への信頼を揺るがした上に、原発の安全運転への信頼を根底から崩したものである。再び同じようなことが繰り返されないという保証は、全くない。

(2) 一連の不正行為は、本件設置変更許可申請時点（2002年）や設置変更許可処分時点（2005年）を挟んで、連綿と続いてきたもので

ある。

社長をトップマネジメントとする品質保証体制は、全く機能していなかったばかりか、土用ダムデータ改ざん問題に至っては、歴代社長が山下鳥取支店長（後に社長）が、隠ぺいに加担さえしていたことが明らかとなっている。すなわち、被告中国電力は、土用ダムデータ改ざん問題を隠ぺいしながら、本件設置変更許可を申請し、かつ、本件設置変更許可を受けていたことに他ならない。

さらには、不適合管理が適切に機能していなかったことも明らかである。

従って、これらの不正事件に照らせば、被告中国電力が、「設計及び工事の安全性、信頼性を確保するための品質保証活動に関して、社長をトップマネジメントとし、原子力の安全確保を最優先として品質方針を定め周知するとともに、計画の策定、実施、監査を含む評価及び改善により恒常的に実施するとしていること」などとは到底言えないことは明らかである。

- (3) また、大量の点検漏れにおける文書管理のあり方に照らせば、「社内基準に基づき、組織、権限を明確にし、これら活動の文書管理を行うとしていること」とも言えないことは明らかである。
- (4) 電力会社の事故隠し、点検不正は、構造的な問題としてとらえる必要がある。システムの不備や組織風土に原因を求める傾向があるが、果たして、そこに真の原因があるのか。そのことについて、根本的に問い直すべきである。保安院と原子力安全委員会から原子力規制委員会に体制が変更されても、電力会社の体質が変わらない限り、問題の根本的な解決にはならない。
- (5) 長年にわたり、多数機器の点検洩れを継続・放置し、また、水力発電用のダムの安全性にかかわるデータ改ざんを隠蔽するなど、設備の安全性、信頼性を確保するための品質保証活動に関して、不適切な行為を繰り返してきたものであり、被告中国電力が、「本件原子炉を設置するために必要な技術的能力及び本件原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術能力を有する」などとは、およそ認められないものである。
- (6) しかるに、被告国は、被告中国電力による一連の不正行為を看過し、被告中国電力が「本件原子炉を設置するために必要な技術的能力及び本

件原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術能力を有する」旨の判断をしたものであり、当該判断に重大な過誤・欠落があることは明らかである。

3 被告中国電力が本件原子炉を運転することは許されないこと

新規制基準への適合性の確認が、原発の運転・稼働をするについて、安全性を確保するための最低限の条件であることは論を待たない。

仮に、重大事故時の安全対策の有効性が認められない場合には、当然原発の運転・稼働は認められないことになる。

上記に述べたように、改正原子炉等規制法は、福島第一原発事故を踏まえ、重大事故対策を規制対象とした。

従って、電力会社の技術的能力に瑕疵がある場合には、当然に原発の運転・稼働は認められないことになるのは、当然のことである。

以 上